

(1) 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

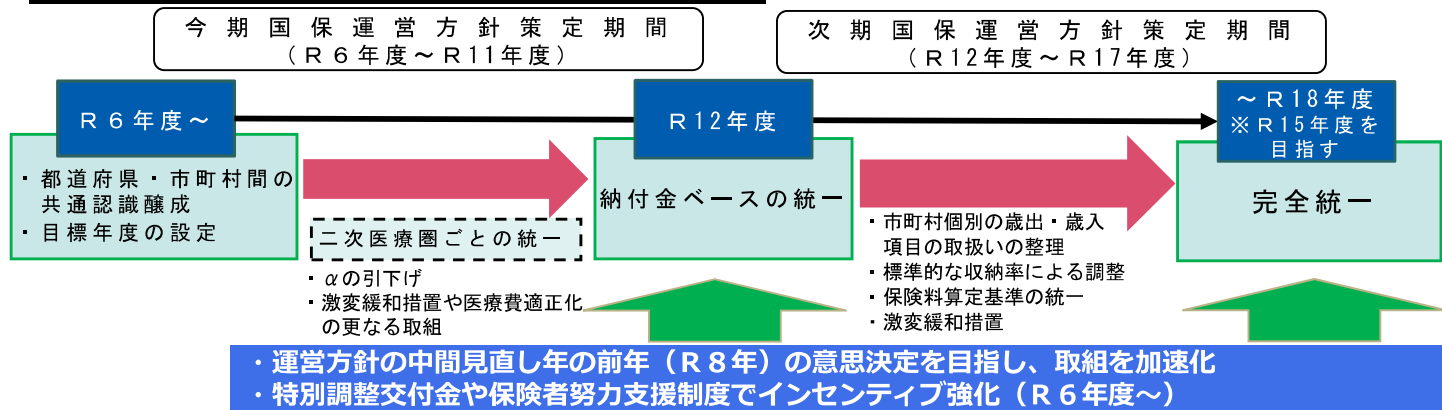
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



2

保険料水準の統一の現状と今後の予定 （R6都道府県国保運営方針）

		α = 1								α = 0					
		市町村の年齢調整後医療費水準を納付金配分に反映する				0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.2	医療費水準を納付金配分に反映しない			
運営方針期間① (納付金統一を目指す)	R6	岩手 千葉 長野 鳥取 徳島	山形 新潟 静岡 島根 愛媛	福島 石川 愛知 岡山 福岡	茨城 福井 京都 山口 鹿児島	秋田 宮崎	栃木 東京 岐阜 和歌山 大分	神奈川 山梨	富山 熊本 沖縄	佐賀	青森 宮城	北海道 大阪 高知 群馬 兵庫 奈良 埼玉 三重 滋賀 広島 香川 (12道府県)			
	R7・8									青森(R7) 宮城 (R8)					
	R9	中間見直し年 (前年度までに意思決定)								神奈川 和歌山 佐賀 熊本 大分					
	R10									栃木 福井					
	R11									岩手 山形 福島 千葉 岐阜 愛知 徳島 愛媛					
運営方針期間② (完全統一を目指す)	R12									東京 富山 山梨 長野 静岡 山口					
	R15	中間見直し年								秋田 鹿児島					
		茨城 新潟 石川 京都 鳥取 島根、岡山 福岡													
	R16,17														

①納付金統一

②完全統一
※R15を見据える

37道府県
(12実施済、25予定)

19道府県
(2実施済、17予定)

R6	大阪 奈良 (実施済)
R9~11	滋賀 (R9) 福島 (R11) 大分 (R11)
R12	北海道 青森 埼玉 福井 山梨 兵庫 和歌山 高知 佐賀 熊本
R15~18	広島県 (R12~R17) 群馬 (R15) 神奈川 (R18) 香川 (R18)

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料